

日本政策金融公庫マル経制度ご利用の皆様へ（法人用）

那珂市商工会（担当）

本日現在の金利 \_\_\_\_\_ %

※融資実行日の金利となります。

手続きの流れ

申込み締切 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

↓

まるけい審査会 \_\_\_\_\_ 月 10日・25日頃

↓

日本政策金融公庫へ

↓

融資実行 \_\_\_\_\_ 審査会后 10日程度

運転資金 : 2000万円以内（7年以内）  
設備資金 : 2000万円以内（10年以内）  
運転・設備 : 2000万円以内

（据置期間：運転1年・設備2年以内）

※1500万円を超える場合は、事業計画書の提出  
及び毎月事業進捗報告書の提出が必要

あっ旋対象者

- 1) 那珂市商工会加入後、6ヶ月以上経過している者。
- 2) 従業員数が、商業・サービス業5人以下、  
製造業・その他20人以下である者。
- 3) 税金を完納している者。

必要書類

○不動産評価証明書：土地、建物（法人所有分、代表者所有分）

○納税証明書：法人分 →法人市民税、法人所有の固定資産税

※直近の法人事業税の納税額をご確認下さい。

代表者分→市県民税、代表者所有の固定資産税

○営業〔实在〕確認書類(裏面参照)

○実印（法人、代表者）

○商業登記簿謄本

○決算書・申告書の控：前期、前々期の2期分（勘定科目内訳書も含む）

○残高試算表：決算後、6ヶ月経過法人のみ

○許認可証の写し：必要業種のみ

○借入返済表：借入金がある場合、全部の分

±初回利用者のみ

○不動産登記簿謄本

○略歴（職歴）書

±設備資金の場合

○見積書・カタログ等

○平面図・建築確認書

※申込みの際は、前月末までに電話にて事前にご連絡下さい。

※融資決定後、印鑑証明書が必要となります。

お問合せ先；那珂市商工会 TEL029-298-0234

日本政策金融公庫マル経制度利用者確認事項(法人)

平成 年 月 日

○主な取扱品 (例) 部品加工業の場合 → 家電部品、電装部品  
(例) 食料品の場合 → 酒、たばこ、雑貨

\_\_\_\_\_

○営業名義人 \_\_\_\_\_

○実際経営者 \_\_\_\_\_

○従業員数 常用 \_\_\_\_\_ 人 パート・バイト \_\_\_\_\_ 人

月 日現在

○売上高 売上高 \_\_\_\_\_ 円

○仕入高 仕入高 \_\_\_\_\_ 円

○得意先 (例) 那珂商会 月末/翌月末現金  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

○仕入先 (例) 水戸商会 20日/翌月10日現金  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

○商圈及び客層 \_\_\_\_\_

○店舗・工場等の面積  
\_\_\_\_\_ 坪・m<sup>2</sup>

○主要な機械設備  
\_\_\_\_\_

【申込者の営業（実在）確認書類】（法人企業）

対 象 書 類	申 請 先
○法人税の領収書又はその証明書	領収書→企業 証明書→税務署
○税務署の受領印のある法人税の申告書の 別表第一（一）	法人税申告書控より
○事業税の領収書又はその証明書	領収証→事業所 証明書→県税事務所
○消費税の領収書又はその証明書	領収書→事業所 証明書→税務署
○税務署の受領印のある消費税の申告書の 第一面	消費税確定申告書控より
○法人県民税又は法人市民税の法人税割額 にかかるとる領収書又はその証明書	領収書→企業 証明書→市役所税務課
○源泉徴収義務者が源泉徴収をした所得税 の領収書又はその証明書	領収書→企業 証明書→税務署
○営業実態がわかる帳票類で申込前の直近 6ヶ月程度の取引がわかる帳票類	請求書、納品書、領収書のうち、取引先 が発行したもので、こちらの企業名が 記されているもの

※ 対象書類のうちいずれかをご用意ください。

※上記書類が添付できない場合は、公庫に推薦できないものとなっております。